

☆砂利採取業者登録変更の際のチェックシート☆

役員（代表取締役を含む）の変更、申請者の氏名又は名称及び所在地の変更の場合は、申請者が法人の場合、登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）の原本の提出が必要でしたが、登録事項変更届書（様式第7）の会社法人等番号（又は法人番号）をもとに、登記情報連携システムを利用して確認しますので、提出が不要となりました。

1 役員（代表取締役を含む）の変更

- 登録事項変更届書（様式第10号）
- 当該役員についての誓約書（様式第11号）（※新たに役員になった者に限る）
- 役員証明書（様式第2条第6号）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- 登録役員の子分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）

2 業務主任者の変更・事務所の新設に係る変更

- 登録事項変更届書（様式第10号）
- 業務主任者誓約書（様式第3号）
- 業務主任者証明書（別紙様式第4号）
※雇用証明書または雇用契約書でも可
趣旨：業務主任者がきちんと事務所にいること（他の事務所と兼任していないこと）
- 業務主任者試験の合格証（または認定証）の写し
- 業務主任者の住民票（兵庫県外に住民票がある場合）
※住民票に記載の住所が兵庫県内の場合は、省略できる。
- 当該業務管理者の子分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）（新規登録時）
※性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。

3 申請者の氏名又は名称及び所在地の変更

- 登録事項変更届書（様式第10号）
- 事務所の名称又は所在地の変更の場合は、その確認ができるもの

○提出部数：1部

（副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒（切手を貼付し、返信先を記入した）が必要。）